

# 市営住宅の入居者を募集します

## ◇申込資格

- ① 家族で入居する方（婚約中の場合を含む）
- ② 持ち家のない方
- ③ 現在、公営住宅に入居していない方
- ④ 収入基準を満たし、それを証明できる方
- ⑤ 市税などの滞納がない方
- ⑥ 入居者と同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方

## ◇収入基準

区分	収入月額
入居者または同居者に障がいがある方	214,000円以下
入居者が60歳以上で同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方	
小学校就学前の子どもがいる世帯	158,000円以下
上記以外の方	

※収入月額は、世帯全員の所得の合計と各控除により計算します。

## ◇申込方法

5月8日(木)から建築住宅グループと各支所で配布する『入居申込書』に必要事項を記入し、5月12日(月)～16日(金)の9時～17時30分に建築住宅グループに提出してください。

## ◇抽選日時・場所

5月21日(水)10時・市民会館

## ◇鍵渡し日時・場所

7月1日(火)9時～16時30分・建築住宅グループ

- ・募集区分は、募集案内書でご確認ください
- ・入居希望が募集戸数を超えたときは、各住宅番号ごとに公開抽選を行います
- ※必ず抽選会に参加する必要があります。
- ・団地内や住宅内で、犬・猫などは飼えません
- ・入居資格審査は、抽選に当選した方のみ行います。このとき、入居要件を満たさなかった方の当選は、無効となります

団地名	所在地	募集区分	住宅番号	階数・広さ (㎡)	家賃 (円)	
新 生	新生町 2丁目	一般世帯	1-402	4階・3 D K (64.8)	16,800 ~ 33,000	
			1-405	4階・3 D K (64.8)	16,800 ~ 33,000	
桜 木	桜木町 4丁目	一般世帯	6-656	5階・2 L D K (68.1)	22,100 ~ 51,100	
			7-749	4階・3 L D K (79.0)	26,000 ~ 51,600	
柏 葉	柏木町 4丁目	一般世帯	1-141	4階・3 L D K (66.0)	17,500 ~ 34,500	
柏 木	柏木町 1丁目	一般世帯	3-346	4階・3 D K (61.1)	14,800 ~ 29,000	
			10-1043	4階・3 D K (63.6)	15,700 ~ 30,800	
			11-1112	1階・3 D K (60.1)	14,800 ~ 29,100	
緑ヶ丘	常盤町 3丁目	高齢身障 单身	2-212	1階・2 L D K (58.7)	17,600 ~ 34,600	
		一般世帯	3-331	3階・3 L D K (66.4)	20,200 ~ 39,700	
幌別東	幌別町 8丁目	单身/一般	75R5-203	2階・3 D K (56.5)	13,500 ~ 26,500	
		高齢身障 单身/世帯	76R2-105	1階・3 D K (58.9)	14,300 ~ 28,100	
		单身/一般	76R3-305	3階・3 D K (58.9)	14,300 ~ 28,100	
		一般世帯	1-101	1階・2 D K (63.5)	21,700 ~ 42,600	
登別旭	登別本町 1丁目	一般世帯	3-4	平屋・2 L D K (66.2)	23,000 ~ 45,200	
		高齢身障 单身/世帯	4-3	平屋・2 D K (56.3)	19,600 ~ 38,400	
登別温泉	登別温泉町	单身/一般	1-15	3階・3 D K (58.8)	14,200 ~ 27,800	
			一般世帯	2-214	1階・2 L D K (68.2)	22,200 ~ 43,600
			2-263	6階・3 L D K (77.4)	25,200 ~ 49,500	
見 晴	登別温泉町	一般世帯	1-2	1階・3 L D K (66.3)	17,000 ~ 33,500	

問い合わせ 建築住宅グループ (☎011-4399)

# 平成26年度浄化槽設置希望者を募集します

申し込み・問い合わせ  
下水道グループ  
(☎09052)

公共下水道区域外の地域を対象に浄化槽整備事業（個別排水処理施設整備事業）を行っています。

## 浄化槽とは

浄化槽は、生活排水を各家庭で処理できる個人下水道です。槽内では、微生物が有機物（汚物）を食べて分解してくれます。宅内の乗用車1台分のスペースで浄化槽が設置でき（工事は約10日間）、衛生的で快適な水洗トイレにすることが出来ます。しかも、各家庭の生活排水をしっかりと処理してくれるので、身近な生活環境の改善や保全に大いに役立ちます。

## 事業の内容

浄化槽の設置を希望する方の申請により、市が浄化槽を設置し維持管理（保守点検や清掃など）します。

## 工事

- ▼市の工事 浄化槽の設置工事
- ▼個人の工事 水洗トイレの改造工事や生活排水を浄化槽まで流すための工事（これらの工事は融資あっせん制度の対象になります）

## 申し込み

募集は通年行っていますが、年度ごとの設置基数に限りがありますので、申し込み、相談はお早めをお願いします。

## 対象となる区域

- ▼全地域 カルルス町、上登別町、登別温泉町、札内町、富浦町、来馬町、鉢山町、川上町
- ▼一部の地域 中登別町、登別東町、登別港町、新栄町、幸町、千歳町、常盤町、柏木町、片倉町、青葉町、緑町、若山町、富岸町、鷺別町、上鷺別町

## 対象となる建物

- 専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所
- ※別荘を除きます。

## 設置した方の負担

市が施工した浄化槽の設置工費の1割を分担金として負担していただきます。分担金は5年に分割し、年4回に分けて納めていただきます。トイレの水洗化、生活排水を浄化槽に流し込む排水設備工事は個人負担となります。

また、使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2カ月に1度納めていただきます。浄化槽に空気を送るブロワなどの電気代は使用者の負担となります。



## 個別排水処理区域

※市ホームページ『個別排水処理施設整備事業のご案内』もご覧ください。

登別市 下水道

